

第七回国会
衆議院

厚生委員會會議錄第三十四号

昭和二十五年四月二十九日（土曜日）

午後二時開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事青柳 一郎君 理事今泉 貞雄君

理事大石 武一郎君 理事中川 俊思君

理事松永 佛骨君 理事金塚 孝君

理事近田アサノ君

高橋 等君 田中 元君

丸山 直友君

出席政府委員

總理府事務官 石破 二郎君

特別調査官 河野 一之君

大藏事務官 飯島 稔君

厚生事務官 久下 勝次君

厚生事務官 木村忠二郎君

厚生事務官 小山進次郎君

厚生事務官 高田 正巳君

厚生事務官 安田 巖君

厚生事務官 三木 行治君

厚生事務官 小川 牛次君

厚生事務官 山下 義信君

厚生事務官 福原 忠男君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 中野 武夫君

厚生事務官 安福 信雄君

專門員 川井 章知君

專門員 引地亮太郎君

四月二十九日

委員清水逸平君辭任につき、その補

欠として中川俊思君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

中川俊思君が理事に補欠当選した。

四月二十九日

社会福祉主事の設置に関する法律案

（山下義信君外六名提出、参法第一

〇号）（予）

社会福祉主事の設置に関する法律案

（参議院提出、参法第一〇号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

公衆浴場法の一部を改正する法律案

（青柳一郎君外四名提出、衆法第二

五号）

クリーニング業法案（大石武一君外

七名提出、衆法第二九号）

社会福祉主事の設置に関する法律案

（参議院提出、参法第一〇号）

請願

一 遺族の援護対策確立に関する

請願（若林義孝君外四名

紹介）（第一一五〇号）

二 同（若林義孝君外一名紹介）

（第一一七六号）

三 同（黒田壽男君紹介）（第一

一七七号）

同外一件（近藤徳代君紹介）

（第一六四二号）

同外十三件（小川牛次君紹

介）（第一六九三三号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第

一七七号）

同外一件（近藤徳代君紹介）

（第一六四二号）

同外十三件（小川牛次君紹

介）（第一六九三三号）

同（大石ヨシエ君紹介）（第

一六九四号）

同外五件（橋本龍伍君紹介）

（第一七一五号）

同外二件（中原健次君紹介）

（第一七七三三号）

同（青柳一郎君紹介）（第一

七七四号）

同（佐竹晴記君紹介）（第一

七七五号）

同外一件（逢澤寛君紹介）

（第一八〇五号）

同（池見茂隆君紹介）（第一

八〇六号）

同外十七件（前尾繁三郎君

紹介）（第一八二九号）

同（足立梅市君外八名紹介）

（第一九〇一號）

同（逢澤寛君紹介）（第一九

〇二號）

同（坂田英一君外二名紹介）

（第一九五三三號）

同外九件（逢澤寛君紹介）

（第二一〇〇号）

同外二十一件（高木吉之助

君紹介）（第二二〇五号）

同（坂田英一君外一名紹介）

（第二三六四号）

同（坂田英一君紹介）（第二

四四六号）

同（青柳一郎君紹介）（第二

五五四号）

同（川野芳満君外五名紹介）

（第二五八〇号）

二二 同（逢澤寛君紹介）（第一九

〇二號）

同（坂田英一君外二名紹介）

（第一九五三三號）

同外九件（逢澤寛君紹介）

（第二一〇〇号）

同外二十一件（高木吉之助

君紹介）（第二二〇五号）

同（坂田英一君外一名紹介）

（第二三六四号）

同（坂田英一君紹介）（第二

四四六号）

同（青柳一郎君紹介）（第二

五五四号）

同（川野芳満君外五名紹介）

（第二五八〇号）

同（堤ツルヨ君外一名紹介）

（第二五六六号）

同（中曾根康弘君外一名紹

介）（第二二七四四号）

同（小松勇次君紹介）（第二

七六〇号）

同（河原伊三郎君紹介）（第

二八六九号）

同外四件（逢澤寛君紹介）

（第二八七〇号）

医薬分業制度確立に関する請願

（中村寅太郎君紹介）（第

一二五五号）

同外一件（保利茂君紹介）

（第二二五六号）

同（小峯柳多君紹介）（第一

三三九三三號）

同（辻寛一君紹介）（第一三

九四四号）

三八 同（武藤運十郎君紹介）（第

一四五八号）

同（長野長廣君紹介）（第一

四五九号）

同（門脇勝太郎君紹介）（第

一五五三三號）

同（千賀康治君紹介）（第一

六四四号）

同（河野金昇君紹介）（第一

六四三三號）

同（中野四郎君紹介）（第一

八〇三三號）

同（鈴木幹雄君紹介）（第一

八〇四四号）

同（堤ツルヨ君紹介）（第一

八七三三號）

同（中曾根康弘君紹介）（第

一九四八号）

同（久野忠治君紹介）（第二

〇四八号）

同（赤松勇君紹介）（第二〇

七六号）

同（橋本金一君紹介）（第二

〇九九号）

同（八木一郎君紹介）（第二

三三三三號）

薬事法改正に関する請願

（玉置寛君紹介）（第一四六

二二五号）

同外一件（大石ヨシエ君紹

介）（第二一五〇号）

同（川端佳夫君紹介）（第一

五二三三號）

同（中曾根康弘君紹介）（第

一六四四号）

昭和二十五年四月二十九日

一七九 クリーニング法案に関する請願（首藤新八君紹介）（第一九七一号）

一七八 理容師法の一部改正に関する請願（甲木保君外三名紹介）（第二〇七一号）

一二九 精神衛生法制定に関する請願（丸山直友君外二名紹介）（第二四二七号）

一三〇 サントニン原藥草「みぶよもぎ」栽培奨励に関する請願（笹山茂太郎君紹介）（第二一七七号）

一三一 西医学健康原理研究に関する請願（竹山祐太郎君紹介）（第二四八一号）

一二二 水道事業に対する国庫補助増額に関する請願（神田博君外七名紹介）（第二八二八号）

一二三 臺北公園を準國立公園に指定の請願（山本久雄君紹介）（第一〇四四号）

一二四 妙高戸隠地帯を國立公園に指定の請願（塚田十一郎君紹介）（第一二四三号）

一二五 皇居前広場に新憲法記念平和の鐘樓建立敷地借用に関する請願（水谷昇君外二名紹介）（第一二七五号）

一二六 伊豆七島及び伊豆半島一帯の区域を海洋國立公園に指定の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一七七九号）

一二七 須賀の山を國立公園に指定の請願（稻田直道君紹介）（第一九八二号）

一二八 帝釈峽と道後山及び比婆山を結ぶ地域を準國立公園に

- 一八三 國立療養所内のストレプトマイシン使用範圍拡大に関する請願(松永佛骨君紹介)(第二六一三號)
- 一八四 あん摩術營業法案反対に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二六五二號)
- 一八五 医療法第十三條改正に関する請願(金塚孝君紹介)(第二六六三號)
- 一八六 國民健康保險事業費全額國庫負担の請願(降旗德弥君紹介)(第二〇五號)
- 一八七 國立福島療養所内の民主化促進に関する請願(菅家喜六君紹介)(第二六九三號)
- 一八八 國立療養所患者の食費増額に関する請願(立花敏男君外一名紹介)(第二七四五號)
- 一八九 國立療養所大府莊職員の不正行為に関する請願(田島ひで君外一名紹介)(第二七五七號)
- 一九〇 外地引揚齒科医師免許に関する請願(岡良一君紹介)(第二八一七號)
- 一九一 同(門脇勝太郎君紹介)(第二八一八號)
- 一九二 同外一件(渡部義通君外一名紹介)(第二八一九號)
- 一九三 同(坂口主税君紹介)(第二八二〇號)
- 一九四 同外一件(青柳一郎君紹介)(第二八二一號)
- 一九五 同(田中元君紹介)(第二八八九號)
- 一九六 保健婦助産婦看護婦法の一一

一九七	部改正に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二八六六号)	二〇九	同(渡部義通君外一名紹介)(第一〇八四号)	二四四	国民健康保険事業費全額国庫負担の請願(降旗徳弥君紹介)(第一〇五号)
一九八	新宮市の母子寮建設促進に関する請願(世耕弘一君紹介)(第二二二四号)	二一〇	同(川崎秀二君紹介)(第一〇八五号)	二四六	放射線技術師法制定に関する請願(岡良一君紹介)(第一七一〇号)
一九九	本渡町母子寮建設促進に関する請願(原田雪松君紹介)(第二八九三号)	二一一	健康保険法改正に関する請願(前田正男君外二名紹介)(第一〇八〇号)	二四七	健康保険による入院料増額の請願(青柳一郎君外一名紹介)(第一一一号)
二〇〇	社会保険の危機打開に関する請願(岡良一君外二名紹介)(第五六七号)	二一二	旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願(土井直作君紹介)(第一二六六号)	二四八	国立療養所患者の食費増額に関する請願(浅利三朗君紹介)(第一八二一号)
二〇一	同(川上貫二君外一名紹介)(第五六八号)	二一三	今庄村の国民健康保険直営病院建設費国庫補助増額に関する請願(福田二君紹介)(第一二八二号)	二四九	国民健康保険事業費全額国庫負担の請願(高田富之君外二名紹介)(第二九四号)
二〇二	豊中市の国民健康保険事業助成に関する請願(井上良二君紹介)(第六六一号)	二一四	社会保険の危機打開に関する請願(松永佛骨君紹介)(第一四四七号)	二五〇	国立中野療養所の病床増設に関する請願(並木芳雄君紹介)(第二五五号)
二〇三	学生健康保険法制定に関する請願(谷口善太郎君外三名紹介)(第七三七号)	二一五	健康保険法改正反対に関する請願(浅利三朗君紹介)(第一八二三号)	二五一	市立荒尾病院を国立に移管の請願(寺本齊君外二名紹介)(第二七号)
二〇四	健康保険制度改善並びに外来結核患者の保護に関する請願(神山茂夫君紹介)(第七八五号)	二一六	厚生年金保険に関する請願(松谷天光君紹介)(第一八五九号)	二五二	結核療養所の病床増設に関する請願(並木芳雄君紹介)(第七五号)
二〇五	財団法人日本製鉄八幡共済組合年金受給者の年金増額に関する請願(西村榮一君紹介)(第八八三号)	二一七	社会保険の危機打開に関する請願(田中元君紹介)(第一九八九号)	二五三	結核回復者後援施設建設費国庫補助の請願(青柳一郎君紹介)(第一四二二号)
二〇六	健康保険法及び厚生年金保険法の一部改正に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第九六八号)	二一八	健康保険による入院料増額の請願(丸山直友君紹介)(第二〇九一号)	二五四	医師の国家試験制度改善に関する請願(丸山直友君紹介)(第一一五号)
二〇七	社会保険行政職員の身分を地方自治体に切替の請願外二件(門司亮君紹介)(第一〇二七号)	二一九	厚生年金保険に関する請願(高倉定助君紹介)(第二〇九七号)	二五五	医学の実施修練制度改善に関する請願(丸山直友君紹介)(第一一六号)
二〇八	同外五件(青柳一郎君紹介)(第一〇二八号)	二二〇	健康保険制度の統一化並びに同診療報酬支拂促進に関する請願(金塚孝君紹介)(第二六六四号)	二五七	国立北海道第二療養所の施設改善に関する請願(菊田アサノ君紹介)(第一六五号)
	同(堀川恭平君紹介)(第一	二二一	厚生年金保険に関する請願		釧路市に国立結核療養所設置の請願(伊藤郷一君紹介)

- (第一九一号)
二五八、らい患者の待遇改善に関する請願(大村清一君紹介)
(第二二三号)
二五九、国立療養所の施設拡充に関する請願(菊田アサノ君紹介)(第二五〇号)
二六〇、あん摩術営業法案反対に関する請願(鍛冶良作君紹介)
(第二六一号)
二六一、インターン制度及び医師国家試験制度改善に関する請願外一件(渡部義通君外一名紹介)(第二九三号)
二六二、国立療養所菊池恵楓園患者に被服等支給の請願(床次徳二君紹介)(第二九四号)
二六三、結核患者の健康保険医療給付期間延長の請願(伊藤憲一君外二名紹介)(第三一九号)
二六四、高砂丸引揚者中不当抑留者即時釈放の請願(野坂参三君紹介)(第四二二号)
二六五、引揚者の援護に関する請願(野坂参三君紹介)(第四六二号)
二六六、佐世保九十九島等を国立公園に指定の請願(岡西明貞君外六名紹介)(第一四八号)
二六七、日雇労働者に健康保険法適用等の請願(堀川恭平君外七名紹介)(第四六七号)
二六八、健康保険法改正に関する請願(竹村奈良一君外一名紹介)(第五〇六号)
二六九、進駐軍労働者の健康保険料政府負担増額に関する請願

- 願(青柳一郎君紹介)(第二七三四号)
二七〇、同(前田種男君外三名紹介)(第二七九七号)
二七一、同(渡部義通君外一名紹介)(第二七九八号)
二七二、同(丸山直友君外一名紹介)(第二七九九号)
二七三、同(田中元君紹介)(第二八〇〇号)
二七四、同(金子重郎君紹介)(第二八〇一号)
日程追加
一、国民健康保険制度強化に関する請願(本多市郎君外六名紹介)(第二二一号)
二、国立相模原病院の入院患者援護に関する請願(伊藤憲一君外一名紹介)(第一六六号)
三、引揚者の援護に関する請願(竹村奈良一君外一名紹介)(第二七四六号)
四、国立病院勤務医師の待遇改善に関する請願(青柳一郎君外一名紹介)(第一八一七号)
五、生活保護法案の一部修正に関する請願(石田一松君紹介)(第二三九二号)
六、同(神山茂夫君外二名紹介)(第二三九三号)
七、同(亘四郎君紹介)(第二三九四号)
八、同外一件(堤ツルヨ君紹介)(第二四六九号)
九、身体障害者福祉法の一部改正に関する請願(山口好一君紹介)(第二六二二号)
一〇、同(山本謙君紹介)(第二六二三号)

- 一、医薬分業制度確立に関する請願(江崎眞澄君紹介)(第二七四二号)
二、同(岡村利右衛門君外一名紹介)(第二七五九号)
三、同(多武良哲三君紹介)(第二七九四号)
四、薬事法改正に関する請願(小平久雄君紹介)(第二七四三号)
○堀川委員長 これより会議を開きます。
まず理事補欠選任の件についてお諮りいたします。去る四月二十日、理事の中川俊思君が委員を辞任されたに伴つて、現在理事が一名欠員となっておりますので、この際その補欠選任を行いたいと存じますが、この選任の手續に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
○「異議なし」と呼ぶ者あり
○堀川委員長 御異議なければ、再び委員に選任された中川俊思君を理事に指名いたします。
○堀川委員長 次に公衆浴場法の一部を改正する法律案を議題といたし、審議に入ります。
まず提案者の青柳一郎君より提案理由の説明を聴取することにいたします。
公衆浴場法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和二十五年四月二十八日
提出者 青柳 一郎 大石 武一

- 松永 佛骨 堀川 恭平
南 好雄
公衆浴場法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項を次のように改める。
二 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。
同條第二項の次に次の一項を加える。
三 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が條例でこれを定める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。
○青柳委員 ただいま提案になりました公衆浴場法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。
御存じの通り、わが国の公衆浴場は、世界はたぐいのない日本固有のものであります。古来から国民の日常生活に必要不可欠なもので、多分に公共性を有する施設であります。従つてその偏在を避けまして、配置の適正をはかることによりまして、でき得る限り多数の者に公衆浴場を利用させる

- 便宜を與えまうとともに、その経営を健全ならしめ、ひいては衛生的設備を充実せしめることは、公衆衛生上きわめて必要なことでございます。また公衆浴場の大衆性よりいたしまして、入浴料金はできるだけ低廉にする必要がある、統制経済の行われる以前から、これに對しましては統制が加えられて来たのであります。公衆浴場の新設にあたりましては、その設置の場所に何らの制限を加えず、その濫立にゆだねる場合には、その経営は経済的に行き詰まり、浴場の衛生設備なども低下するのは、必然で、公衆衛生上まことに憂慮すべき状態に陥ることになるのであります。よつて昭和二十三年七月制定せられました公衆浴場法におきましては、その第二條第二項に、公衆浴場の設置の場所またはその構造、設備が公衆衛生上不適当と認めるときは、都道府県知事はその営業の許可を與えないことができる旨を規定いたしました。この公衆浴場の設置の場所といたしましては、浴場の適正配置をいう文字の中には、浴場の適正配置をはかるという趣旨も含めるものと解釈いたしました。政府におきましては、都道府県知事に対して、公衆浴場の新設許可にあたりましては、配置の適正を期するように指示してあります。また各都道府県においては、この旨を規則または條例に定めまして、公衆浴場の設置する場合には、既設の浴場から一定の距離を置かなければならない旨を規定いたし、配置の適正かはかつて来たのであります。しかるに昨春秋以來、この第二條第二項に、設置の場所が公衆衛生上不適当と認めるときはとありますのは、いわゆる適正配置を含むものなりやいなやにつきまして、し

のです。そうしてこの改正案に対しては大賛成です。

○堀川委員長 お諮りいたします。本案に対する質疑ももうないようでありますので、この際質疑を打ち切りまして、引続き討論に入るのであります。が、討論につきましても、御通告がないようでありますから、ただちに採決することいたします。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○堀川委員長 それでは、これより公衆浴場法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○堀川委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なお議長に提出する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますから、さよう御了承願います。

○堀川委員長 それでは次に、クリーニング業法案を議題といたし、審議に入ります。提案者の大石武一君から提案理由の説明を聴取することにいたします。大石武一君。

クリーニング業法案
右の議案を提出する。

昭和二十五年四月二十八日
提出者

大石 武一 近藤 鶴代
松永 佛骨 丸山 直友
川崎 秀二 岡 良一
堤 ツルヨ 福田 昌子
クリーニング業法

(目的)

第一條 この法律は、クリーニング業に対して、公衆衛生の見地から必要な指導及び取締を行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「クリーニング業」とは、ドライクリーニング營業及びその他の洗たく業をいう。

2 この法律で「ドライクリーニング營業」とは、石油質溶剤を使用して衣類その他の繊維製品又は皮革製品を、「その他の洗たく業」とは、石油質溶剤以外の溶剤又は洗剤を使用して衣類その他の繊維製品を原型のまま洗たくすることを營業とするをいう。

3 この法律で「營業者」とはクリーニング業を営む者をいう。

4 この法律で「ドライクリーニング師」とは、第六條に規定する免許を受けた者をいう。

5 この法律で「クリーニング所」とは、洗たく物を処理するための營業者の施設をいう。

第三條 營業者は、クリーニング所以外において、營業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

2 營業者は、クリーニング所において左に掲げる措置を講じなければならない。

一 クリーニング所並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと

二 洗たく物を洗たく又は仕上を終つたものと終らないものに区分しておくこと

三 洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること

(ドライクリーニング師の選任)

第四條 ドライクリーニング營業の營業者で従事者十人以上を使用する者は、その従事者のうち一人以上をドライクリーニング師の中から選任しなければならない。但し、營業者がドライクリーニング師であつて自ら従事するときは、この限りでない。

(營業者の届出)

第五條 營業者は、厚生省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、設備及び従事者数を相当の期間内に都道府県知事に届け出なければならない。

2 ドライクリーニング營業の營業者にあつては、前項に規定するものの外、ドライクリーニング師の選任及び解任についても同様とする。

(ドライクリーニング師の免許)

第六條 ドライクリーニング師の免許は、都道府県知事がドライクリーニング師試験に合格した者に與える。

(試験)

第七條 ドライクリーニング師の試験は、左の各号に掲げる科目について、都道府県知事が行う。

一 衛生法規に關する常識

二 公衆衛生に關する常識

三 洗たく物の処理方法

2 都道府県知事は、少くとも毎年一回以上前項の試験を行わなければならない。

第八條 都道府県に原簿を備え、ドライクリーニング師の免許に關する事項を登録する。

(健康診断)

第九條 クリーニング業の従事者は、毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき、行政庁の行う健康診断を受けなければならない。

(都道府県知事は、前項の健康診断の結果その従事者の就業が公衆衛生上不適當と認める場合には、期間を定めてその業務を停止することができるとする。)

第十條 都道府県知事は、必要があるとき、当該吏員に、クリーニング所に立ち入り、第三條及び第四條に規定する措置の実施状況を調査させることができる。

(立入検査)

2 都道府県知事は、前項の規定により当該吏員に立入検査をさせる場合においては、これにその身分を示す証書を携帯させなければならない。

(營業停止、閉鎖処分)

第十一條 都道府県知事は、營業者が第三條及び第四條の規定に違反したときは、期間を定めてその營業の停止又はクリーニング所の閉鎖を命ずることができる。

(免許取消)

第十二條 都道府県知事は、ドライクリーニング師がクリーニング業に關し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

第十三條 都道府県知事は、前二條の処分をしようとするときは、當事者又はその代理人の出頭を求め、公開による聽問を行わなければならない。

(聽問)

2 都道府県知事は、前項の聽問を行う場合には、前二條の処分の原因と認められる事実又は違反行為並びに聽問の期日及び場所を、その期日の一週間前までに當事者に通知しなければならない。

(都道府県知事は、當事者又はその代理人が、正当な理由がなく聽問の期日に出頭しないときは、聽問を行わないで前二條の処分をすることができるとする。)

第十四條 第五條及び第九條から第十三條まで中都道府県知事の権限に屬する事項(但し、第十二條及び第十三條については、免許の取消の場合を除く)は、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基く政令で定める市については、市長がこれを行うものとする。

(罰則)

第十五條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一、第五條の規定による届出をしなかつた者

二、第九條第二項の規定による業務停止の処分を違反した者

三、第十一條の規定による営業停止又はクリーニング所閉鎖の処分を違反した者

第十六條 第十條第一項の規定による当該官吏の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一千元以下の罰金に処する。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の刑を科する。但し、法人の役員（理事、取締役その他これに準ずべき者）をいう。又は人（人が無能力者であるときは、その法定代理人とする。）がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、相当の注意及び監督を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附則

この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。但し、第四條の規定は、昭和二十七年六月三十日まで適用しない。

○大石(武)委員 たいだいま議題となりましたクリーニング業法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。従来クリーニング業に對しましては、特にその取締り、指導を行つべき

法令もなく、いわば自由に放任されていたのでありますが、御承知のごとくクリーニング業の業務は、直接身体に接觸するものを取扱う場合が多いのでございまして、国民の健康並びに衛生に及ぼす影響の甚大なることは、いまま

さら多言を要しないところであります。もちろん業者の中には、すでに自発的に相當な衛生的顧慮を拂つてゐる向きもあるのですが、競争の慘酷いまだいへざる現在においては、公衆衛生上まことに寒心にたえないものも少なくない実情にあるのであります。他方一般国民大衆が、家庭生活の合理化のために、その洗濯物をクリーニングに依頼する必要は、時代とともにますます増大してゐる次第であります。この際これを従前のままに放任いたしましては、すべての生活面について公衆衛生の向上及び増進に努めなければならぬと規定している日本国憲法第二十五條の精神に照らしましても、まことに遺憾のことといわなければならぬのであります。

以上の理由によりまして、この際クリーニング業に對し、早急に公衆衛生上の見地から必要な指導及び取締りを行い、その経営を公共の福祉に適合させる必要があるものであります。ここにこの法律案を提出する次第であります。

次にこの法案の骨子を御説明いたします。第一に、この法律の適用範圍をドライクリーニング営業及びその他の洗濯業に限定したこととあります。もちろん公衆衛生上の見地から申しますれば、指導取締りの対象を必ずしも業者に限定する必要もないのであります。したが、この部門における初めての立法

である關係上、必要の最小限度の範圍にとどめたのであります。第二に、この法律においては、業者に對し、その施設及びその依頼された洗濯物の取扱ひについて、公衆衛生上必要な措置を行うことを要求するとともに、十名以上の従業者を使用するドライクリーニングの業者に對しては、試験に合格して、免許を受けたドライクリーニング師を、少くとも一名採用しなければならぬこととしたこととあります。この点につきましても、公衆衛生上最小限度の要求を充足することを主眼としたのであります。よつて、設備または資格を制限すること

を妨げるのではないよう特に留意したのであります。第三に、ドライクリーニング師の免許制度を創設したのであります。試験は都道府県知事によつて毎年一回以上実施されるのであります。その主眼とするところは、公衆衛生上及びドライクリーニング取扱ひ上必要とする一般知識を檢定して、クリーニング従業者の素質の向上をはかるとともに、その地位を法的に確保しようとするものであります。

第四に、クリーニング業に對する行政監督は、原則として都道府県知事とし、一部大都市については市長としたのであります。これらの監督機關は、法律の規定に従つて、定期の健康診断及び立入り検査を行うことができるようにするとともに、法令違反の違反者に對しては、営業停止、閉鎖処分及び免許取消し処分等の強制手段を用いることができることにいたしました。公衆衛生上の監督指導の徹底を期したのであります。

である關係上、必要の最小限度の範圍にとどめたのであります。第二に、この法律においては、業者に對し、その施設及びその依頼された洗濯物の取扱ひについて、公衆衛生上必要な措置を行うことを要求するとともに、十名以上の従業者を使用するドライクリーニングの業者に對しては、試験に合格して、免許を受けたドライクリーニング師を、少くとも一名採用しなければならぬこととしたこととあります。この点につきましても、公衆衛生上最小限度の要求を充足することを主眼としたのであります。よつて、設備または資格を制限すること

を妨げるのではないよう特に留意したのであります。第三に、ドライクリーニング師の免許制度を創設したのであります。試験は都道府県知事によつて毎年一回以上実施されるのであります。その主眼とするところは、公衆衛生上及びドライクリーニング取扱ひ上必要とする一般知識を檢定して、クリーニング従業者の素質の向上をはかるとともに、その地位を法的に確保しようとするものであります。

第四に、クリーニング業に對する行政監督は、原則として都道府県知事とし、一部大都市については市長としたのであります。これらの監督機關は、法律の規定に従つて、定期の健康診断及び立入り検査を行うことができるようにするとともに、法令違反の違反者に對しては、営業停止、閉鎖処分及び免許取消し処分等の強制手段を用いることができることにいたしました。公衆衛生上の監督指導の徹底を期したのであります。

以上は、この法案の骨子であり、ここに一言申し上げたいことは、この法案は公衆衛生上必要な最小限度の規定を定めたにすぎないのであります。が、實質的には、これによつてクリーニング業者及びその従業者の素質の向上をはかり、その経営の健全化を企図してゐるのであります。あわせて国民大衆が安心してこれを利用することを可能ならしめ、家庭労働の合理化のために、その一翼をになわんとするものであります。何とぞよろしく御審議の上、可決せられんことを希望いたします。

○堀川委員長 御質疑はありませんか。〔質疑なし〕と呼ぶ者あり。○堀川委員長 それではお諮りいたします。本案の質疑は盡きたと思ひます。すでに皆様方この前、事前審議して、質疑を終了されておるのでありますから、この際質疑を打ち切りまして、御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。○堀川委員長 それでは質疑を打ち切り、引續いて討論に入るのであります。が、本案の討論につきましても、この通告は、別にもらつておりませんので、これを省略いたします。ただちに採決いたします。と思ひますが、御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。○堀川委員長 御異議がなければ、クリーニング業法案の採決をいたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。〔議員起立〕

○堀川委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたされました。なお議長に提出する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。さよう御了承願ひます。

○堀川委員長 次に日程を追加いたしました。社会福祉主事の設置に關する法律案を議題といたしまして、審議に入ります。まず提案者より、提案理由の説明を聴取することにいたします。山下参議院議員。

社会福祉主事の設置に關する法律案
右成規により發議する。
昭和二十五年四月二十八日
發議者 山下 義信 藤森 眞治
井上 正三 姫井 伊介
小杉 伊三 石原幹市郎
谷口彌三郎
参議院議長 佐藤啓武殿

第一條 都道府県及び市町村は、生活保護法（昭和二十五年法律第二十号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助させるため、社会福祉主事を置かなければならぬ。但し、市にあつては昭和二十五年七月三十一日まで、町村にあつては昭和二十六年三月三十一日まで、その設置を延期することが

社会福祉主事の設置に關する法律案
右成規により發議する。
昭和二十五年四月二十八日
發議者 山下 義信 藤森 眞治
井上 正三 姫井 伊介
小杉 伊三 石原幹市郎
谷口彌三郎
参議院議長 佐藤啓武殿

社会福祉主事の設置に關する法律案
右成規により發議する。
昭和二十五年四月二十八日
發議者 山下 義信 藤森 眞治
井上 正三 姫井 伊介
小杉 伊三 石原幹市郎
谷口彌三郎
参議院議長 佐藤啓武殿

社会福祉主事の設置に關する法律案
右成規により發議する。
昭和二十五年四月二十八日
發議者 山下 義信 藤森 眞治
井上 正三 姫井 伊介
小杉 伊三 石原幹市郎
谷口彌三郎
参議院議長 佐藤啓武殿

社会福祉主事の設置に關する法律案
右成規により發議する。
昭和二十五年四月二十八日
發議者 山下 義信 藤森 眞治
井上 正三 姫井 伊介
小杉 伊三 石原幹市郎
谷口彌三郎
参議院議長 佐藤啓武殿

社会福祉主事の設置に關する法律案
右成規により發議する。
昭和二十五年四月二十八日
發議者 山下 義信 藤森 眞治
井上 正三 姫井 伊介
小杉 伊三 石原幹市郎
谷口彌三郎
参議院議長 佐藤啓武殿

できる。

(資格)

第二條 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢二十年以上四十五年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、左の各号の一に掲げる資格を有するもののうちから任用しなければならぬ。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基く大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基く高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基く専門学校において、厚生大臣の指定する社会福祉に關する科目を修めて卒業した者

二 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 厚生大臣の定める社会福祉事業従事者試験に合格した者

四 この法律施行の際現に社会福祉事業に従事している者で、昭和二十一年一月一日以降において二年以上、固若しくは地方公共団体の公務員として、厚生大臣の指定した団体若しくは施設の有給専任職員として社会福祉に關する事務に従事した経験を有する者又はこの法律施行の際現に社会福祉事業に従事している者で、最近五年の間において三年以上、社会福祉、公衆衛生、学校教育、社会教育、職業安定、婦人年少者保護若しくは

司法保護に關する事務に従事した経験を有する者

2 この法律施行の際現に国又は地方公共団体において社会福祉事業に従事している者は、前項の規定にかかわらず年齢四十五年以上の者であることを妨げない。

(経過措置)

第三條 都道府県知事又は市町村長は、前條第一項に規定する資格を有する者を得られない場合は、この法律施行後二年を限り、年齢二十年以上四十五年以下の者であつて、都道府県知事が同條同項に規定する資格と同等以上の人格、思慮、熱意、知識及び技能を有する者と認定した者に社会福祉主事の事務を行わせることができる。但し、この法律施行の際現に国又は地方公共団体において社会福祉事業に従事している者については年齢四十五年以上の者であることを妨げない。

(定数)

第四條 社会福祉主事の定数は、都道府県又は市町村の條例で定める。

2 前項の定数は、都道府県知事又は市町村長が生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の規定により責任を負う職務の效果的且つ経済的な執行を確保するに足るものでなければならぬ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 生活保護法(昭和二十五年法律

第(号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

(補助機関)

第二十一條 社会福祉主事の設置に關する法律(昭和二十五年法律第(号)に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

○山下参議院議員 ただいま上程せられた社会福祉主事の設置に關する法律案につきまして、その提案理由と内容の御説明を申し上げたいと存じます。

・今日國民の福祉を目的とする法律のうち、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の三つは、福祉立法中の三大支柱ともいふべきものであることは申すまでもございせん。生活保護法によりましては、國民の最低生活を保障し、児童福祉法によりましては、次の世代をなすべき児童の健全な成長をこいねがい、身体障害者福祉法によりましては、身体障害者のために、沈滞しがちな障害者の更生をはかりまして、今日の社会生活に一人の落伍者なからしめ、明日の国家生活の健全な発展に備えようとしておるのであります。

しこうしてこれらの法律が、その企図するところを達成いたしますために用を受けます者の日常生活のうちに深く溶け込んで参りますことが必要となつて参るのであります。従いまして、その運用に當ります責任者、特に直接國民に接して行きます第一線

事務の担当者に、よき素質と、高き教養と、福祉増進に対する熱意とを要求いたしますことが、他の場合に比べまして、一層必要となつて参る次第であります。

ここに提案いたしました社会福祉主事の設置に關する法律案は、この要請にこたえんとするものでありまして、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の事務に従事いたします専任職員と、その資格とに關する事項とを内容としたしておるものでございまして、すなわち専任職員の名称を社会福祉主事といたしまして、その任務は、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法に關する事務の、第一線とを明記いたしました。都道府県におきましては、この法律施行と同時に、市におきましては、昭和二十五年七月三十一日までに、町村においては、昭和二十六年三月三十一日までに、この社会福祉主事を設置すべきことをまず規定いたしましたのでございまして、次に福祉主事の資格といたしましては、年齢上の條件等について、知識技能についての條件等を明らかにいたしました。年齢上の條件については、戸別訪問によりまして連絡、調査、指導等を主たる任務といたします関係上、健康上の制約も加わりますので、二十歳から四十五歳までといたしました次第でございまして、素質につきましては、他人の家庭生活に立入ることの多い事務でございまして、そこにかんがみまして、その人格、思慮、熱意等につきまして、適格者を得るよう考慮いたしました。

また知識技能につきましては、條件といたしましては、専門的な知識技能の習得が、大学、専門学校、養成機関、または講習会等において行われましたか、あるいは試験等によりまして確認されましたか、または一定年数専任職員として勤務することによりまして得られたかの、いずれかを要件としたのであります。ただ、ただちにこの要件を強制いたしますと、所要人員が確保できない場合が生ずることを考慮いたしまして、今後二年間を限りまして、知事の認定による選考の制度を経過的に認めることとしたのでございまして、

これが施行期日は、公布と同時に施行されることになりました。

なお本法によりまして、生活保護法と關連いたしております、すなわち生活保護法の第二十一條を、本法によりまして改正させていただきますと考へる次第でございまして、

以上が法案の内容でございまして、なおこの法律の施行に關連いたしまして、二十五年に對しまして、三千八百八十八人分の人員費に對しまして、二分の一の補助が、地方財政平衡交付金の中に含まれていことは、御承知の通りでございまして、幸いにこの法案が御賛同をいただくことができますれば、生活保護法の改正と關連いたしまして、一段とその態勢を整備いたしました福祉立法の運用も、また新たな陣容を整えた専任職員によつて行われることとなる次第でございまして、何とぞすまやかに御賛同賜りますことをお願い申し上げます。

○堀川委員長 御質疑はありませんか。

○丸山委員 ちよつとお尋ねいたしました。ここに二十歳以上四十五歳以下という年齢の制限がございますが、何か特定の理由をもつておきめになりましたか。そのねらいをひとつ御説明願いたい。

○山下参議院議員 ただいま申し上げましたように、この社会福祉主事は、実際の第一線のケース・ワーカーとして、あちこち立入つて働いていただかなければならぬのでありまして、相当身を粉に碎いて、動いていただかなければなりません職務でございますので、あまり老齢の人では活動がどうかと考へます。單にデスクで事務をとりますることとは異なるのでございませう。またあまり年齢が若過ぎましても、経験その他が十分であつてはなりませうので、まず一番働きの盛りの二十歳以上、四十五歳以下というように、身体も壯健な年齢の方々を求めたいという希望を持ちました次第でございませう。

○堀川委員長 はかに御質疑はありませんか。

○堀川委員長 それではお諮りいたしますが、本案の質疑も先般すでに終了いたしておると存じますので、この際質疑を打ち切つて御異議ありませうか。

○堀川委員長 御異議がなければ、これにて質疑を打ち切り、引續いて討論に入りますのでありますが、討論につきましても、別に通告もございませうので、討論を省略いたしまして、採決いたしたいと考へますが、御異議ありませんか。

○初田委員 議事進行について——本案について決をとるとおしやるのでありますけれども、定足数の、半数の委員もそろつておりませうし、ことに社会党からは一人も見えておりませう。私がこつちに参ります前に、もうすでに二つの法案が通過したというふうに聞いたのでありますけれども、特にその一つの、初めて本委員会に付託された法案が、そういうふうな野党、社会党、共産党を全然除外してその場で通過してしまつたというふうなことを聞いて、非常に私は審議のしかたについて疑義を持つておつたわけなのです。やはりこれは規定通り人数をそろえて、そして質疑があれば質疑を聞かされて、採決されることを希望いたします。

○堀川委員長 ちよつと速記をやめて……

○堀川委員長 それでは速記を始めてください。

○堀川委員長 御異議がなければ、社会福祉主事設置に関する法律案を採決いたします。

○堀川委員長 御異議がなければ、社会福祉主事設置に関する法律案を採決いたします。

○堀川委員長 御異議がなければ、社会福祉主事設置に関する法律案を採決いたします。

○堀川委員長 御異議がなければ、社会福祉主事設置に関する法律案を採決いたします。

○堀川委員長 それでは次に本日の諸願の日程の審査に入ります。まずお手元に配付してあります通り、文書表第一号、第一六六号、第二七四六号、第一八一七号、第二三九二号、第二三九三号、同じく二三九四号、二四六九号、二六二二号、二六二三号、二七四二号、二七五九号、二七九四号及び二七四三号。以上の十四件の諸願を日程に追加いたします。

次に本日の日程にあります二百八十八件の諸願の審査の方法についてお諮りいたします。もちろん諸願は慎重に審査をいたさねばならぬものであります。これを検討すれば、審査未了の諸願が提出するおそれがありますので、本日は医療分業、医療制度、公衆衛生、社会問題、同立公園問題、社会保険問題、婦人児童問題、引揚機問題等に大別して、審査をして行きたいと存じますから、さよう御了承願います。

まずお諮りいたします。日程第一ないし第三の各諸願はいずれも去る二月二十七日当委員会において採決の上、内閣に送付すべきものと決議した諸願と同一趣旨でございませうので、それらと同一の取扱ひをなしたいと存じます。御異議ありませんか。

○堀川委員長 御異議なければさよう決定いたします。

○堀川委員長 御異議なければさよう決定いたします。

○堀川委員長 御異議なければさよう決定いたします。

○堀川委員長 御異議なければ、政府の御意見を伺います。

○久下政府委員 医療分業問題につきまして、最近の状況を御報告申し上げます。御承知の通り、諸願の趣旨にもございませうように、医療分業につきましては、昨年の秋のアメリカ使節団の報告に基きまして、わが国におきましては医療分業すべきものであるというふうな勧告が出ております。本年になりましてから、関係方面におきましては、この問題を医師会、歯科医師会、薬剤師協会、このいわゆる三師会におきまして、実際相談をして結論を出してまいりたいというふうな要望をいたしまして、その後しばらくの間三師会におきまして、相談をしておつたのであります。結局三師会におきましては一致した結論に至りませんでした。そこで最近におきまして、関係方面から厚生省に對しまして、まず今日のわが国の医療費につきまして、十分検討をいたしますために、審議会を設けてやつてみたかどうかというふうな勧告があつたのであります。厚生省におきましては、ただいまこの勧告に基きまして、審議会を設け、診療報酬の問題を検討いたしますために、審議会の構成等につきまして、関係の向きと相談を進めておるのであります。わが国の従来の診療報酬は、一般的に医療報酬にいたしまして、また社会保険医療報酬というものの中に、医師の診療料あるいは処置料、さらにまた薬の調剤料も、薬そのものの原価も一切合財が包括されておるような仕組みになつておるのでございます。これらの点につきまして、薬とその他のものをわける場合には、どういふふうに分けた

ら適當であるかというふうなことを主としていたしまして、この審議会において検討してみたいと思つたのでございませう。このことは、医療分業をするといはしました場合における、国民に対する医療費負担の影響等を知りますためにも、当然必要な事柄でございませうので、厚生省におきましては、できるだけ各方面の権威の方に御参加をいただきまして、慎重に検討をして結論を得たいと思つておる次第でございませう。

○丸山委員 ちよつとお尋ねいたしました。ただいまの委員会は、法制的の裏づけのない臨時の委員会でありまして、従つてその委員の任命に關しては、だれが推薦する、まただれが決定するというのが法的には束縛を受けられない。御自由であるとは一応考へられます。しかし適正にこの委員会を運営し、そして正しい結論を出すという意味からは、この委員の任命については、相當の考慮が拂わなければならぬというところは當然であります。この場合に、このいわゆる分業といふものが、医師の利益であるとか、あるいは薬剤師の利益であるとかいう観点から考へられてはならぬ。国民の福祉をいかに増進するかということが、大体基準にならなければならぬものと考へます。その意味から行きまして、この学識経験者というふうなものに認定にあたりましては、社会情勢に最も明るい、経済学に最も明るい人を任命せらるべきが當然であると思つたのであ

○堀川委員長 御異議なければ、政府の御意見を伺います。

○堀川委員長 御異議なければ、政府の御意見を伺います。

○堀川委員長 御異議なければ、政府の御意見を伺います。

○堀川委員長 御異議なければ、政府の御意見を伺います。

ります。しかるに従来の他の社会保障制度、あるいはその他の委員会に、学識、経験者として出ておられる方は、ある一定の色彩を明確にせられておる方が非常に多いのであります。こういう人を再びこの委員会にせられるということは、この委員会を円満に運営し、完全なる効果をもたらすような結論を生じない危険があると考へます。その点に対して何らかのお考えがあつて再選なさいますかどうか、それをひとつ承つておきたいと思ひます。

○堀川委員長 それに關連して、臨時診療報酬協議会の規定に關して、金塚委員から発言を求められておりますから、これを許すことにいたします。金塚委員。

○金塚委員 すでに本国会も会期余すところ三、四日となりましたので、この際私の郷里であります茨城県医師会よりの問合せ依頼事項があり、帰郷の上報告の必要があるもので、医務局長に一、二箇單に御質問申し上げたいと思ひます。

まず第一にお尋ねいたしたいことは、私の仄聞いたしますところによりますと、医師の診療報酬に対する厚生大臣の諮問に應ずる審議機関として、臨時診療報酬協議会なるものが構成されることを聞いておるのであります。この協議会なるものの目的並びに組織についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○久下政府委員 丸山委員からのお尋ねと大体同様のことについてのお話でございまして、一括してお答えを申し上げます。

まずこの協議会でございますが、丸山委員のお話の通り、正しい結論を得ますために、委員の構成につきま

し、慎重な考慮が拂わなければならぬことは當然でございます。私どももその考へ方で、ただいま関係の向きとお話合ひをいたしておるところであります。お話の通り、この問題はただちに医師、歯科医師、薬剤師だけの問題でございまして、この医療を受けま

する一般の国民の利害に影響するところ大なるものがあるものであります。私どももいたしましては、ただいまごく大筋の考へ方といたしましては、医師、歯科医師、薬剤師等、この方面の直接関係のある方々と、同時に一般の医療を受ける立場を代表する方々、同時にまたこの方面におきまして、いわゆる公益代表と申しますか、学識経験のある方々を入れまして、これらの三つの各部門から適當な方を選任いたすように考へております。これが構成につきましましては、ただいまのところ申し上げられますことは、以上のようなきわめて抽象的な考へ方でございます。具体的にそれをどういふような比率で構成するかというようなことに

きましては、目下医師会、歯科医師会、薬剤師協会の意見を徴しつつあるところでございます。医師会、歯科医師会、薬剤師協会も、一應それ〴〵御意見は出ておりますけれども、これに對しまして、私どもの方にも若干の意見もございまして、ただいま話合ひをして最中でございます。以上はなほ抽象的なお答えで恐縮でございますが、そういうような氣組みでやつて行くというところで御了承願ひたいと思ひます。

○金塚委員 この委員の選定方につきましては、当然厚生省の任意選定と存じます。この委員をどういふ方法で選定するか、またどのくらいの委員が選定されるものか、その点について具体的にお伺ひいたしたいと思ひます。

○久下政府委員 これもごく大まかな考へであります。医師、歯科医師、薬剤師に關しましては、その相互の割振りの関係もございまして、また具体的な人選もございまして、これらにつきましましては、私どもとしては各関係会——日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師協会の御意見を十分尊重して人選するようにいたしたいと思ひます。全体の構成としてただいま考へておりますのは、三十名ぐらゐでやつておるところであります。

○金塚委員 ただいま三十名というお話を承りましたが、その三十名の人選方について、各方面というようなお話もありましたが、どういふ方面でありま

すか、もう少し具体的に御説明願ひたいと存じます。

○久下政府委員 私どもが今御相談を申し上げておりますのは、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師協会、日本薬師協会の御意見を十分尊重して人選するようにいたしたいと思ひます。全体の構成としてただいま考へておりますのは、三十名ぐらゐでやつておるところであります。

○金塚委員 ただいまの御説明で、大體わかつたのでございますが、これも私の仄聞するところでありまして、すでに厚生省は、関係方面に、医療関係者十人、医療を受ける立場にある者十人、学識経験者または関係行政機関の職員十人というふうなふうに内申した

ということを聞いておりますが、この事実について、御伺ひいたしたいと思ひます。

○久下政府委員 御承知の通り、この審議会を設けるようになりまして根本が、関係方面の勧告に基いてもおりますので、私どもとしては、終局的には関係方面の意見によつて、その承認を得た上でやるべきものとは考へておりますが、ただいまの段階におきまして、大體私が申し上げました程度の構想につきましましては、一應報告はしてあります。それによつて今国内的に御相談をしております各団体の御意見を御承知のと申します。そのか、そういうような氣持はございません。自由な御意見の開陳を願ひ、また自由な立場で御相談をするというふうな氣組みでやつております。

○金塚委員 ただいままでの御説明によりまして、一應了承いたしましたのであります。本件はあくまでも新時代

に即応する医療向上のため、適正なる医師の診療報酬を審議される機関と存じますので、これが協議の能力ある医療界に重大なる影響を及ぼすものと考えますから、本審議会の構成並びに運営については十分なる関心を持たれたいように当局にお願いいたしまして、私の質問を打切ります。

○青柳委員 端的にこの問題につきましては、一点伺ひたいと思ひます。連合軍司令部からの勧告が行われましてから、相当時日を経過しておるのであります。その間におきまして、厚生当局におきましては、この問題につきましては、調査研究があつたはずでござい

ます。そこで私の承りたいのは、この医療分業によつて、国民の負担すべき医療費が値上りするものであるかどうか、あるいは現行のままでいいかどうか、その点につきまして、われわれはいろいろな危惧を持つのであります。この点につきましまして、今までの調査研究のほど、お考えのほどをお聞かせ願へれば、非常に仕合せだと存じます。

○久下政府委員 お尋ねの問題につきましまして、私からお答えするのは適當であるかどうかと思ひますが、一應便宜から申し上げることにいたします。

勸告がございまして以来、特に三師会に自主的な検討を進めるようにという具体的な話がありまして以来、私どもとしては、実はこの問題には、さような関係もありまして、積極的に関係をするわけには参らなかつた事情もあ

ります。ただしかしながら、厚生省の立場、責任もございまして、実は今でも内部的には関係各局が集まりまして、検討をして参つて来ておるのであります。しかしながらこの結論は、ただいまのお尋ねに對しまして、明確にお答えをし得るまでの結論を得ておらないのであります。申すまでもなくこの問題は、先ほど御指摘にもござい

ましたように、重大な問題であり、しかもこれはいろいろな要素を考へ合せて参りませんと、正しい結論が出て来ないと思ひます。そういうような点から、ただいまのところまだ、今お尋ねの国民医療負担に対する影響という点につきましまして、どういふ結果が生じますか、結論を得ておりません。幸いに今申し上げました審議会において、医療費というものがどういふふう

に自主的な検討を進めるようにという具体的な話がありまして以来、私どもとしては、実はこの問題には、さような関係もありまして、積極的に関係をするわけには参らなかつた事情もあ

ります。ただしかしながら、厚生省の立場、責任もございまして、実は今でも内部的には関係各局が集まりまして、検討をして参つて来ておるのであります。しかしながらこの結論は、ただいまのお尋ねに對しまして、明確にお答えをし得るまでの結論を得ておらないのであります。申すまでもなくこの問題は、先ほど御指摘にもござい

ましたように、重大な問題であり、しかもこれはいろいろな要素を考へ合せて参りませんと、正しい結論が出て来ないと思ひます。そういうような点から、ただいまのところまだ、今お尋ねの国民医療負担に対する影響という点につきましまして、どういふ結果が生じますか、結論を得ておりません。幸いに今申し上げました審議会において、医療費というものがどういふふう

に自主的な検討を進めるようにという具体的な話がありまして以来、私どもとしては、実はこの問題には、さような関係もありまして、積極的に関係をするわけには参らなかつた事情もあ

ります。ただしかしながら、厚生省の立場、責任もございまして、実は今でも内部的には関係各局が集まりまして、検討をして参つて来ておるのであります。しかしながらこの結論は、ただいまのお尋ねに對しまして、明確にお答えをし得るまでの結論を得ておらないのであります。申すまでもなくこの問題は、先ほど御指摘にもござい

な構成になつて行くか、検討することにもなるかと思ひます。そこで医療費につきましても審議が行われました結果、ただいまの御質問に公式にお答えできるような結論が出るのではないかと思ひます。それまで御猶予をいたしたいと思ひます。

○堀川委員長 それでは次に、日程第一三三ないし一四〇、二二六、二六六、以上国立公園問題に關係の請願十件を一括議題といたします。まず紹介議員の御希望がありますれば、御発言を願ひたいと思ひますが、なければ政府の意見を求めます。

○飯島政府委員 文書表第一四八号、佐世保九十九島等を国立公園に指定の請願につきましても、従来五島列島、佐世保が軍港地帯になつておりましたために、自然景観の概要を調査する機会もございませんでしたが、最近軍港の転換その他の諸問題に關連いたしました、比較的軍事施設の地域に自然景観の保持されている要素が多いということ、地元の佐世保市並びに長崎県からいろいろの資料を提出されたことによつて了知したのでございまして、この点は至急に事務能力と比較調査の進捗との調整によりまして、できるだけ現地調査の上、何分の処置を決定したいと思ひます。

それから第一〇四四号、鷹北公園を準国立公園に指定の請願につきましても、帝釈峽並びに鷹北地帯の溪谷を中心とした自然景観地帯を準国立公園に指定されたいという請願であります。この点につきましても、諸文獻によつて明らかであります。はたして日本の自然景観を代表するに足る傑出した景観であるかどうかにつきましても、なお相当調査をする余地がございまして、至急に調査を進めて、措置を決定したいと思ひます。

第一二四三号、妙高戸隠地帯を国立公園に指定の請願、これにつきましても、中部山岳国立公園を指定いたしました際に、妙高並びに戸隠、赤倉スキー場等を国立公園の地域に編入した方が適當ではないかという意見もあつたのであります。系魚川溪谷と姫川溪谷では若干自然景観を異にしたしてありますので、中部山岳国立公園指定の際には除外されたのであります。最近國際のスキーの利用、その他山口以西の地域が日本における最も降雪量の多い地方でもあります。自然的にもウィンター・スポーツとしての利用の点を考えますと、他に比較して傑出した自然諸条件を備えておると考えられますので、調査でき次第中部山岳国立公園の地域に編入することが適當ではないかと考えて、目下調査を進めておるわけにございまして。

第一二七五号、皇居前広場に新憲法記念平和の鐘建立敷地借用に關する請願でございまして、皇居前広場は、現在公園として公共福祉財源となつておりますので、この地域に憲法記念平和の鐘を建設することが適當であるかどうかという事は、さらに法律に基いて國家意思が決定すれば明らかになるわけでありまして、現在のところ平和の鐘と皇居外苑の國民公園としての運営との關連性が、はなはだ稀薄なものと考えられますので、この建立について敷地を借用することは、必ずしも適當ではないと思ひます。

第一七九号、伊豆七島及び伊豆半島一帯の区域を海洋国立公園に指定の請願、これは日本の南方亜熱帯地域の諸島嶼のうちで、自然的にまた地理的に考へて、海洋思想の普及、その他船に乗つて同遊する地域といたしましては、伊豆半島から七島をまわるといふことが最も適當であつて、將來横浜あるいは東京方面に外人が来る際に、この地域にヨットの施設あるいは利島に出ている温泉なんかを活用した方がよいではないかという意見がございまして、東京都において調査を進めておりますが、これまで事務的に陸上の施設と海上の施設を一貫した運営をしなければならぬと考へておりましたので、伊豆半島の南伊豆方面と総合的な一環として、海洋国立公園にできるかできないか、目下関係者の意見を徴しておるわけにございまして。

第一九八二号、須賀の山を国立公園に指定の請願及び第二四六六号、帝釈峽と道後山及び比婆山を結ぶ地域に準国立公園に指定の請願、後者は、その溪谷並びに水鏡によつてできた土の橋が帝釈峽の特異なる景観を呈しておりましたが、これを至急に調査いたしました。はたして国立公園として、その自然景観が国土を代表するに足る傑出したものであるかどうかということについて、前の鷹北公園と同様に研究調査の必要があるかと考へておるのであります。須賀の山につきましても同様でございまして。

第二四八二号、皇居前における観光ホテルの建設敷地變更に關する請願、これは皇居外苑の元法務局跡地に観光ホテルを約三十三億の外資導入によつて建設したいという、その敷地を他に移した方がよいではないかという請願でございまして。これは現在公共福祉財源として厚生省の所管になつておる地域と離れたものでございまして、少くともこの地域以外の公共福祉財源に観光ホテルを設置することにつきましては、皇居前の一元的な総合的運営の点から考へて、必ずしも適當でないと思ひますので、現在の敷地以外に敷地として適當な敷地はないと考へておるわけにございまして。

第二五七三号、木花村、都井岬間海岸地帯を準国立公園に指定の請願であります。これは青島から折生迫を通じて都井岬に至る海岸道路一帯を準国立公園に指定せられたいという請願でございまして、日本国内における臨海道路として最も発達しておる地域でありまして、熱帯的な植物景観も各所に散在いたしておりますので、これを道路公園というような着想を取入れて、臨海並びに解決管理の自然現象を国立公園として保護することが適當であるかどうかについて、現在調査を進めておるわけにございまして。

○堀川委員長 次は日程第二六九ないし二七四、進駐軍労働者の健康保険料政府負担額増額に關する請願六件を一括議題といたします。まず紹介議員の御希望がありますれば、この際御発言を願ひます。

○青柳委員 この請願は、連合軍要員健康保険組合から出ているものであります。その要旨は、連合軍要員健康保険組合は、昭和二十四年八月、事業主及び被保険者間の保険料負担割合を現行の一対一から三対一に変更しようとして、その認可を厚生大臣に申請いたしました。したが、事業主たる日本政府から承認せられない、特に大蔵省は事業主が政府である組合の保険料負担割合は、すべて一対一の同率を固執しております。これは國家公務員と同様である連合軍要員二十数万、その家族四十万の社會保障の見地から遺憾である、ついではこの事項を即時実施せられ、この保険料負担割合を三対一に変更されたいというのであります。

この問題につきましても、政府の御意見を承るために御質問をいたしたいと思ひますが、お許しを願ひますか。

○堀川委員長 どうぞ。

○青柳委員 それでは御質問によりまして、續けて御当局の御意向を承りたいと思ひます。

まず第一に、事務費の問題であります。現在の各種の健康保険組合におきましては、事務費は大体事業主の負担であると存じておられますが、その実情について承りたいと思ひます。

○河野（一）政府委員 健康保険組合の事務費につきましても、青柳さんのおつしやる点もございまして、必ずしも組合の全額負担でございまして、國がたしか一人当り三十円の補助をいたしておると思ひます。しかしそれでは十分でないで、事業主の方からある程度負担しておられるというのが健康保険組合の一部の実情じやないかと思ひます。

○青柳委員 大体一般に健康保険組合におきましては、國からは一人当り三十円の事務費が補助されております。が、それだけでは足りないで、事業主において相當負担しておるのが実情であらうと存ずるのであります。こと

ました。したが、事業主たる日本政府から承認せられない、特に大蔵省は事業主が政府である組合の保険料負担割合は、すべて一対一の同率を固執しております。これは國家公務員と同様である連合軍要員二十数万、その家族四十万の社會保障の見地から遺憾である、ついではこの事項を即時実施せられ、この保険料負担割合を三対一に変更されたいというのであります。

本日はおいでになっておりますところの特別調達庁なり、あるいは大蔵省の方で、おやりになっておりますし、他の一般の国の費用との振合い等もございましょうから、そちらへひとつお願いしたいと思います。

○青柳委員　ただいまのお答えによりますと、事業主である国の方で出る総額においては、事業主の負担が従業員の負担より増してもかまわぬという

ふうにとられたのであります。そこで大蔵省の御当局にお尋ねいたしますが、本年度の予算におきまして、進駐軍労働者に対するは、政府管掌の健康保険における事業主負担と同じように、千分の二七・五の政府負担の保険料を計上せられておるということに承知しておりますが、さようでございますようか。

○河野(一)政府委員 さようでございます。予算としては千分の二七・五であります。

○青柳委員 国庫の財政の模様によりまして、三対一の保険料の負担割合が実現しないという点も、先ほど来私が申し上げておりますように、事務費におきましては、他の健康保険組合におきかたらず、事業主の負担が非常に大きいのであります。この際事業主たる国におきましては、予算の範囲内におきまして、予算に計上されております額、すなわち千分の二七・五の保険料をお支拂い願つて、そうして従業員の方は——この進駐軍労働者はいつ解雇されるかわからないような状態にあるのでございます。また一般に労働者のふところがあるいは非常に悪いのでありますから、こちらの方は従前通り千分の二七・五がまを、実行に移されることはでき得ることだと存じます。これが本請願のほんとうの趣旨でございます。この点につきましましては、政府御当局におきまして、何とぞ十分好意のある御考慮を切にお願いいたしたく、その点につきましての御意見を承らしていただきたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 いろ／＼御意見もございましてと思ひます。進駐軍労働者、公団の職員、これは国家公務員法で公務員になつております。特別職といふことになつておるのであります。公務員になりますと、やはり一般の公務員と同じような振舞ひをとらなければ、ここだけの——進駐軍労働者だけの問題として考えることも、ちやうと国庫の立場としてはできにくいと思ふのであります。同じく健康保険の組織をとつておりますものに公団がございまして、公団も同じようにパーパーでやつておると存じておりますが、政府の一般の共済組合職員も当然パーパーであります。この政府の方の割合をふやすかどうかという問題は、やはり共済組合制度自体をどういうふうに考へておるか、民間とつり合ひをとるか、あるいは政府一般職員の方につり合ひをとるかというけじめだけの問題であります。共済組合制度につきましましては、今度いろ／＼検討を要する点もございまして、そういう機会においてよく研究いたしまして、善処いたしたい。こう考へる次第であります。

○青柳委員 ただいまお答えがあつたのであります。私はこの際、政府御当局、関係の御当局は、——この席にも全部網羅して御列席であります。進駐軍労働者をその健康保険組合でもつてやつて行くならば行くように、もし公務員と同じように取扱うならば、公務員の共済組合に入れて、はんとする公務員と同じような保護をせられるように、いづれかをとられるのが政府のとるべき態度であると、私は固く信ずるのであります。ただいま主

計局長さんから御考慮されるというところがございまして。そういう点も合わせて、將來お考へをのほどを切にお願いいたします。

○堀川委員 ほかにも御質疑はございせんか。

○河野委員 同じ件で御質問申し上げたいのです。ただいま大休青柳委員が御質問なすつた趣旨と同様なわけなのですが、国家の方で予算は三対一の比率で一応計上してあるけれども、それが三対一の比率では実現できないとおつしやる。それで現在の進駐軍労働者の健康保険組合の経理状態は、赤字が出ようか、どうしようか。それともそういう経理状態は赤字になつていないという状態でしょうか。その点をひとつお聞きしたいと思ふのですが……

○石破政府委員 保険組合の経済という点であります。昭和二十四年度はこの組合の初年度でありまして、従いまして健康保険の制度ができたということと被保険者一般に周知徹底することとが十分でなかつた点もあるかと思ひます。そういう点で、まだ未計算の分もありまして、初年度をもつて今後の全部をはかることはむづかしいかと思ひますが、昭和二十四年度におきましては、職入の約一割以上が翌年度に剰余金として繰越される、かような状態にありまして、御承知願ひます。

○河野委員 そうしますと、大体現在ぐらいの収入があれば、二十五年度の健康保険組合の経済も、大体赤字なしにやつて行かれる、そういうお見通しはお持ちになれるわけだと思ひます。

が、いかがでしょうか。

○石破政府委員 お答えいたします。先ほどお答えいたしました通り、二十五年は歳出面がまだもう少しふえるであろうというふうな見込みがありまして、これ二十五年は相当経済もきつてくるかと思つております。なお連合軍要員健康保険組合におきましては、いわゆる健康保険の法定給付のほかに、附加給付をいたしまして、いろいろ関係がございまして、足りる、とか足らぬとか申し上げても、一応どん／＼附加給付の制度を創設して行きますれば、これは赤字になつて参ります。それを削つてしまひますれば、黒字になつて行くというふうな状況であります。いづれにいたしまして、現在のおきましては、二十四年度よりも相当苦しくなるであろう、かように考へております。

○河野委員 二十五年度は、積極的に前年度よりもよい収入を健康保険に見込んでおられますか。

○石破政府委員 二十五年度の保険組合の予算におきましては、職入の方には、二十四年と同じ見込みをいたしてあります。ただ二十五年度の国家の予算におきましては、保険料の政府負担分を二七・五まで組んでいただいておりますので、被保険者の保険組合の保険料等におきましては、事業主と被保険者が折半でやつて行くという範囲内におきまして、あるいは保険料を少し上げるといふような問題も起るかと思ひますけれども、ただいまのところはそういうことは考へておりません。

○河野委員 そういふ御事情を伺つておきますと、大体二十四年度の歳入の程度では、相当苦しくなるかもしれないけれども、本年度はやつて行けないこともないというふうな御事情のように向うわけなのです。そうとすれば、もうすでに予算的な措置は、国費の方では被保険者と被保険者側でもつて三対一の割合でとつてあるといたしまして、先ほどから青柳委員も話されておられますように、諸願の趣旨の通り三対一にしましても、問題はただ政府職員との待遇上の権衡という点だけに私は帰着すると思ふのです。そういう点で、したならば、私はやはり進駐軍労働者としては言ひ分があると思ふのです。進駐軍労働者の方は、健康保険にかかつておりました。結核等になればすぐその場で解雇されてしまふ。ところが一般共済組合員であれば、六箇月なりあるいは場合によつては一年なり猶予期間もあるわけなんです。そういう点です。ではこの点の待遇が違つておるのでありますから、料金の点で公務員との待遇の均衡というのを言うのは、はなはだおかしいと思ふのです。その点いかがですか。

○河野(一)政府委員 二七・五と予算で一応計上いたしましたのは、折半という原則でやつてあるわけなのであります。先ほど特別調達庁からのお話もございまして、健康保険組合の給付というものは、長い間を見ましてもなかなかそのバランスがはつきりいたしません。ことに最近におきまして、非常にその医療の内容も徹底いたしましたし、それからこれは公務員の生活の実情もございまして、非常にその給付がふえて行つていふような実情である

のであります。一般の国家公務員の共済組合でも多少そういう事情はございまして、それから進駐軍の労働者につきましても、昨年ほどに開設早々でありまして、必ずしもそれでやつて行けるというふうな自信もないというので、もし保険経済のバランスをとるといふ意味からしまして、多少ふやしておいたというのが実情であります。それでありまうから、折半の原則というものは一応この際は立てて参りたい。予算上にあるから、これは使つてもいいという事でなしに、やはり一般と同じような建前で行くのが、極端をとるゆえんであらうと思ひます。従つて進駐軍労働の方で保険料を上げられるという事になりますれば、それに応じて上げるという建前を現在のところではとつて参りたいと思つております。

○河野(一)政府委員 進駐軍労働者の方が、一般の国家公務員より不利であるという事を前提としてお考えになつておられるのかも存するのであります。私どもは必ずしもそう見ておりません。これはいろいろ見方がございま

すが、たとえて申しますれば、給與ペースなんかにはなつておると思ひます。八千円以上になつておると思ひます。一般の政府職員は六千三百円ペースであります。実際は六千七百円程度になつておりますが、そういう点において違ひます。それからいろいろ附加的な給付が非常に多いのでありまして、進駐軍特殊労働者は、そういう関係で給付の点におきましても大分違つております。結核の場合の給付につきましても、一般職員と同じように取扱つております。原則的には全然同じやうであります。従ひまして勤務がつらうけれども、非常に不利な点に立つておるといふやうにも信じておりません。従ひまして、これは国家公務員の仕事も違ひますし、待遇も違ひますので、一般職員とは違ひますけれども、いろいろ不利な点を申し立てればきりばございせんが、ただいまのところ、国家公務員として同じように取扱われているからには、やはり同じやうに扱つていくのが極端に適當であらう、このやうに申すわけでありまして。

○河野(二)政府委員 議論はあまりしたくないわけなのですけれども、私が申し上げているのは、一般の労働条件のことを言つておられるのではなくて、健康保険の点だけについてお話ししているわけなのです。これは青柳委員も言われた通りなのです。それで結核の点について同じだと言われたのですが、私が聞いて調査したところによれば、違つておる。つまり普通の健康保険であれば、病氣になつても解雇という事は見ないはずなのです。ところが進駐軍

の労働者に限つては、結核ということになれば、すぐその場で解雇ということになつておる。そういう点が非常に違ひます。そういう健康保険適用上の違ひを申し上げておるわけなのです。

○石破政府委員 御意見の通り、進駐軍の方は、結核になりますと即日解雇するというのが実情であります。ただ健康保険におきましては、当初若干の手違ひはありましたが、健康保険法に認めておられますところの継続給付、結核でありますと、たしか二年間というものは解雇後も継続して給付を受け、医療をすることができるといふやうな制度をとつて参つております。

○河野(三)政府委員 ただいまの御答弁のことにつきまして、私の方もなお事情について明らかでない点もあつたので、この席でさらに御質問申し上げます。これは進駐軍労働者、これは自由党の青柳委員からお話になつた通り、現在の普通一般の健康保険の、われわれが実情として知つておる点から言へば、確かに進駐軍労働者の人たちが受けておられる條件というものはよくないやうに私も思ひます。この点さらに十分御研究の上、請願の意のあるところをくんで、善処していただきたい。この問題につきましましては、私の方でも研究いたします。

す。まず紹介議員の御希望がありますならば、御発言を願ひます。

○青柳委員 これは先般も一応問題になつた請願と同様の請願でございまして、入院料の問題であります。ここにありまうのは、第一一〇号の加藤という人の請願でございまして、現在の健康保険診療報酬は、昨年十月以来すくなくとも五割増であるが、物価の高騰によつて、入院費その他経費は膨脹して、大幅の経費の増加となつておる。これは私設の結核療養所でありまして、入院料は山間僻地にあるので、入院料以外の診療報酬をほとんど期待できないのであります。病療設備はほか、入院費さえも支拂困難の現状である。その上医療法の実施によりまして、所定の設備と人員を要することになりまして、極度の経営難に陥つておる。ついでには健康保険による入院料を適正増額しても足りない、このやうな趣旨であります。この入院料の適正増額の問題並びにその他の施策によつて、この私設の療養所を助ける方途についてお考えを願ひたい、このやうな趣旨であります。

○堀川委員 政府の御意見を求めます。

○安田政府委員 健康保険診療報酬の中で、入院料を上げてもらいたいというやうな請願でございまして、この点につきましましては、私ども従来から研究済の現状、その他の関係から、まだ結論に至つておりません。もう少し研究させていただきますと思ひます。

○堀川委員 政府は次に、日程第一二二ないし第一三二、第二四六以上

公衆衛生問題に關係する請願十一件を一括議題といたします。まず紹介議員の希望がありますれば、この際御発言を願ひます。

○丸山委員 日程第一二四の新潟県下の、つがが虫病予防組合事業費国庫補助に關する請願について、ちよつと御紹介したいと思ひます。

この請願は新潟県下のつがが虫の被害地帯三十数箇村でございまして、おるつがが虫病予防組合からの請願でございまして、組合長の松田弘俊君ほか七名の町長からの請願でございまして、御承知のように、つがが虫病は新潟県特有の地方病でございまして、これが從來非常に死亡率が高い危険な病氣でありますために、その被害地帯には農民が立ち入ることを非常に恐れて、いたわけでありまして、つがが虫の被害地帯は川の沖積層でございまして、非常に地味の下り、作物のよくでる場所でありまして、その場所を、つがが虫を恐れて、開墾もせず放任してあるために、国家が食糧増産上において非常な損失をしておる。つがが虫を予防する点において、この組合の費用が欠乏しておるから、それに対して国庫の補助をせられたいというのが趣旨でございまして、これは実情を申し上げますと、食糧の増産のために、二十三年度においては、農林省から、特別増産費の方面から八十万円であつたかと思つておられますが、補助金をいただいかし事は増産という事に直結するのみならず、厚生関係にも重大な關係を持つて直結すべきものでございまして、厚生省方面の費用で、地方病予防費であるとかいふやうな方面から、こ

れに補助を出していただきたい、こういう趣旨でございます。今までのこれに対する組合等の助成について、どういうふうにお考えになりますか、ちよつと所見を承りたい。

○三木政府委員 一つが虫病防遏の予防組合に対する国庫補助の件でございますが、これは組合に対しては、遺憾ながら現行法制のもとでは補助金を出すことができないのでございます。市町村というふうな形でやりますれば方法がございまして、いずれ具体的にはまた御相談を申し上げたら、可能な問題であると思ひます。

なおこの一つが虫病につきましましては、クロロマイセチンという薬が出て参りまして、二、三日の間に百パーセント完全になおるといふような状態になりましたので、従前はそれの様相が非常にかわつておるのでございます。しかし、さりとて予防をやらないうで在舊と罹患するのを待つという手もありませんので、予防組合の仕事につきましましては、私ももしつかりやつていただきたい、かように考えております。組合補助につきましては以上申し上げましたような次第でございます。で、何らかやり方を考慮いたしたい。かように考えます。

○丸山委員 予防組合なるものに補助ができないといふことを承つたのでありますが、実はこの組合は各市町村長がつくつておる連合体を組合と称しておるのでございまして、事実上事業は市町村がやつておるのでございまして、その点ひとつ御考慮くださいまして、しかるべく御善処願いたいと思ひます。

○堀川委員長 次に、日程一四一ないし一九六、二二四、二二五、二四八、二五〇ないし二六三、追加日程第二、第四、以上七十五件の医療制度関係の請願を一括して議題といたします。まず紹介議員の御希望がありますれば、この際御発言を願ひます。

○青柳委員 二つほどあるものであります。一つは保健婦助産婦看護婦法の一部改正に関する請願であります。これは日本助産婦、看護婦、保健婦協会からの請願にかゝるものであります。その要旨は、保健婦助産婦看護婦法によれば、看護婦に甲と乙との区別があつて、乙は急性かつ重症の傷病者並びに婦人の看護に従事することができないことになつておりますが、重症、軽症の決定は容易にできるものでなく、また甲種看護婦のもとに乙種看護婦が就業するということは、乙種看護婦をして卑屈感を持たせ、看護業務の円滑な向上を妨げるものであります。ついでには甲種、乙種の別なく、甲種看護婦と同等の教育内容を有する者のみを看護婦と認められたい。なお資格既得権者に対しては、試験の適用なしに甲種と同等の内容を持つものと認められたい、こういう趣旨であります。

○堀川委員長 どうぞ政府の御発言を願ひます。
○久下政府委員 請願の御趣旨は、現在の甲種乙種の区別があり看護婦の制を改めまして、甲種一本にしてもらいたいという趣旨のようでございまして、この問題につきましては、実はいろいろな見方があるのでございまして、ただいまの請願にあるような見方も、

私も全然否定すべきものでないと思ひます。もとゞ乙種看護婦制度を甲種と並列して設けました趣旨は、わが国の事情から考えまして、看護婦の充足が十分に行かないであらうという見地から、それを重く考えまして設けたのでございまして。二本の制度を設けた以上、その間に御懸念のようない問題が絶無とは申せないと申すのであります。それにもかかわらず、看護婦充足の必要性から、現在と大体同じ程度の看護婦制度を並列して残すという考えでやつておるのであります。実はまだ看護婦法も全面施行になつておりません。学校指定に関する規定だけが現在施行されておまして、本年の九月一日以降、看護婦に関する法律の新しい規定が全面的に施行される段階でございまして。目下各方面におきまして、甲種、乙種の養成所の指定の要望が出ておまして、これを審査いたしておる段階でございまして。今後とも続出して参る見込みであります。問題として、私も乙種は、あくまでも看護婦の質の向上といふこともありますが、婦人の質の向上といふこともありますが、同時にまた必要な看護婦の数の確保といふことも大きな問題でございまして、その辺のところから、もう少しばかり現行の制度の推移を見たいと思つております。もとより現行制度におきましても、今日の看護婦養成所の資格申請の出方が非常に少うございまして、ただいまの見通しでは、十分に補充できるかどうかは多少心配をしておりますところでございます。看護婦制度につきましましては、それらの点を十分にらみ合せまして、検討はいたしておるのでありますけれども、しかしながら制度としてまだ施行になつており

ません段階において、あまり根本的な問題にまで触れる段階ではないというふうに考へて、研究をしつゝあります。が、結論的にはただいまそういう考へております。

○青柳委員 次に、国立大阪病院白浜分院を田辺市に移転反対の請願であります。これは田辺市の国民健康保険関係の団体である紀南保健協会長から出しておるものであります。

この要旨は、田辺市は、昭和二十四年西牟婁郡白浜町にある大阪国立病院白浜分院を田辺市に移転するために、千二百万円を起債して、国庫に寄附する案を可決いたし、同病院の移転に努力されておりますが、田辺市にはただいま申しました総合病院として完備した紀南病院が現在いたしまして、これは数箇所に分院診療所を設けまして、西牟婁郡内町村の国民健康保険組合を主体としたしまして、これに農業協同組合の資本を仰いで、一貫した総合的な方針のもとに運営されておるのであります。同市のような小さい地域に二つの総合病院を持つことは不用であり、かえつて国民健康保険事業の健全なる発展に支障を来すものでありますから、白浜分院の田辺市移転はどうかやめていただいて、総合病院の適正な配置を考慮せられたい、こういう趣旨であります。

○堀川委員長 政府の御意見を求めます。
○久下政府委員 白浜にあります国立病院を田辺市に移しますことにつきましては、この請願の要旨にございまして、私ども国立病院の関係者といひまして、地元のお話を伺つ

て、今実はその点で仕事が進みつつあるところでありまして。これをいたしたために、確にお話のような点がございまして、私の方でいたしましては、責任者である主務の課長を現地に派遣をいたしました。各方面から十分な検討をいたしまして、和歌山県当局、田辺市当局といふ、打合せをいたしたのであります。

まず田辺市にありますが現在の国立病院は、規模もさう大きくないものであります。一面におきましては、あの地区にはその一つの病院があるだけであります。その背後地等を加えますると、二十四、五万の人口がこの病院を利用することになります。二つの病院がありまして、決して多過ぎるということはないといふふうに見て参つておるのであります。この点につきましましては、県の責任当局とも打合せまして、何ら異存がないといふことに相なつております。知事以下和歌山県当局者も、全部この白浜分院を田辺市に移転することに賛成をしておると私は承知しております。

なお地元の田辺市におきましては、理事者ももちろんであります。田辺市議会におきましても、全員一致をもちましてこの決議をいたし、私どもの方に要望して来られたようないきさつで、私もいたしましては、受身のような立場で、ただ御懸念のような点を心懸しながら、これに最後的には同意したといふようなことでございまして、

これは病院の立地条件から申しましても、利用いたします人口の背後地の関係から申しましても、決して御心配のようない点はないと思ひますし、ま

ただいまの段階におきましては、地元がさようなところまで進んでおりますので、私どもの立場からこれをやめることはできないということを、御了承いただきたいと思います。

○青柳委員 現在社会保険制度がどうしても実現しなければならぬ段階になつております。ことに医療設備の普及、整備につきましては、真剣に社会保険制度審議会において審議が進捗しておりますのでございます。ところで国民健康保険は、社会保険制度の基盤となる制度であるとしても存じておるのでございます。しかもこの国民健康保険制度によりまして経営しております紀南病院の組織は、各関係町村に診療所として手足を持つておりまして、しかもその中央病院としての存在であるという、国民健康保険の面から見ました場合には、非常におもしろいと思えます。有難う申します。将来かかる形勢でありたいという病院であります。これが白浜病院ができましたために、経営困難というに相なりましては、将来社会保険制度をどうしても打立てなければならぬ際におきまして、非常に遺憾な点であると存するのであります。ただいまお話がございましたが、十分その間の調整をはかるように、適切な御措置を願いたいと存じます。ことに現在の日本では、適正な医療施設の配置を考えなければならぬときでありますので、何とぞこの具体的な事例につきましても、国民健康保険関係の病院、診療所が、これがために従前よりも悪くなるということ、社会保険制度への進展の道にある日本といまして、非常に考えなければならぬ問題と存するのであります。

す。たび／＼申しますが、その間の調節につきましては、適切な御措置を何とぞお願いいたしたいと思ひます。

○市田委員 まず日程第一八七の、国立福島療養所内の民主化促進に関する請願でございますが、これは福島療養所内に、せんだつて起りました火災のあと発生しました不正の問題、また療養所内の非民主的な運営の問題について請願が出ておるのであります。私もこの委員会でも詳しく御説明も承りましたと思つておつたのであります。けれども、請願者の方から、すでに医務局の方々にこの陳情をして、そして善処の方の確約を得たという知らせがあるものから、きようは時間もございませんで、ただ、さらに医務局長の方からその促進方について御確約を願うだけで、この詳しい御説明は略します。その点はどうぞよろしく願ひいたします。

それから次に、これは請願の事項として出ていないのですけれども、関連して医療制度に関する問題として一点だけ御意向を承りたいと思ひます。これは今度公職選挙法の改正に伴ひまして生じた問題なのです。御承知のように、今度からは国立病院なり療養所なり、長期の療養者は本籍地が別個にあり、そちらに家族とおぼえる人たちがいたような場合には、現住所でなく本籍地で選挙をするというふうな建前になつておるわけなのです。これに對しましては、質問書によつても、本籍地に同様な身寄りがない場合には、現住所の療養所なり国立病院なかで選挙してもいいという政府からの御答弁があるわけなのです。それらに對しまして、一つ問題なのは、療養所の問題なのです。御承知のように、療養所の患者は、ほとんど原籍を離れて、郷里には秘密で療養所の中に入つておる人たちののです。こういう人たちが選挙に際して原籍でなければ投票できないということになれば、これは選挙法にも書いてあるように、明らかに本人の選挙権を抑制するようになると思ひます。療養所の場合には、特に現住所において日本国民としての当然の選挙権を行使するようにはかられるのが当然である、そういうふうには私は解釈できると思ひます。けれども、この問題について療養所内の患者さんが非常に心配しておられるので、医務当局としての見解を伺つて、そして法務局なり選挙管理委員会の方なりに、そういう一括的な処置をお願いしていただきたい、かように思ひます。その点について医務局長の御意向を承りたいと思ひます。

○久下政府委員 まず福島療養所に関する承知いたしております。私の方にも関係がいたしつ、東北の出張所長が任責を持つて解決をするようにいたしております。

それから療養所等におきます入院患者の選挙投票のことでございます。お話をすることは、いわゆる不在投票制度に關係することであらうかと思ひます。ありますが、私も実はそれ以上のこと、選挙法の内容は詳しく存じませんので、あるいは的がはずれるかもしれませんが、不在投票の点につきましても、すでに選挙管理事務局の方からも私の方に話し合ひがございまして、全国的にこれに協力をするようにというこ

とを通知いたしておる次第でございます。両局長の連名で出してございまして、これはまずベッド五十以上を持つております病院におきましては、極力選挙管理者を置いて、そうしてそこで不在投票ができるように、そのため医師、歯科医師等の証明書につきましても、できるだけ便宜を與えるようにという趣旨の指示をいたしております。同時に私どももいたしましては、医務局で管理をいたしております病院、療養所につきましては、さらにその点を付加いたしました、大体大きな施設が多々ございしますので、ここに投票箱を置きまして、患者が入院した病院、療養所で投票のできるように、またそういう措置をいたしますために必要なる証明書につきましては、無料でやるようにという指示をいたして、いろいろのことでございます。そういうことで大体御趣旨に沿ふような措置がとれるのではないかと思ひます。

○市田委員 私は、ほかの場合はそういう不在投票でもつて、こちらから向うの選挙区に投票するやり方ではないと思ひます。けれども、療養所の場合には、やはり原籍地の方には療養所に入つておるというのを隠しておき、して投票していただくわけならば、やはりこれは棄権することだか普通になつて来ると思ひます。そういう点で、これはもう家族、本籍もこちらに移したと同様な人たちののですから、その本籍に向うにないと思はれるもので、療養所に入つておる者、また向うに家族等と見られるような者がいない場合には、当該療養所の中で現住所でもつて投票できるという、質問書に

對する御答弁がありますので、それらに對しては、療養所の場合には特に適用して、現住所を原籍と認めた投票が行われるようにお願いしたいと思ひます。そうでないと、結局公職選挙法にある、決して病院内の居住者、そうした人たちの選挙行使権を抑制するものでないという一條にも、私はもとより思ひます。そういう点についての特別な御考慮をお願いしたい、かように思つておるわけなのです。

○久下政府委員 不在投票の点だけお答え申し上げますが、そういうふうにはあくまでも長期入院患者が選挙権を行使することなくこれを棄権するといふようなことのないように、できるだけ便宜をはかるつもりでございまして、精神としては完全に御趣旨に一致しておりますので、そういう向きがあらますれば、そういう道につきましても、さつそく処置をとりたいと思ひます。

○堀川委員長 次に、日程第一〇四ないし第一二二、青少年飲酒防止法案に關係のある請願十九件を一括議題といたします。政府側の意見を求めます。

○三木政府委員 未成年者につきましては、飲酒が心身に有害であるということ、これは論ずるまでもないところでございます。現在法律をもつてこれが禁止をいたしてあるものであります。御請願の青壯年につきましても、心身のためにも、社会風教のためにも、飲酒はできるだけ避くべきものであるといふふうに私どもは考えておるのであります。従ひまして、この法律を制定したいという御趣旨に

対しては、私も反対する理由はおちろないのではありません。ただ問題はきわめてデリケートな問題でございまして、法律をもつて強制するということではなく、むしろ教育によつてやうて行くというのが建前ではないかと私も考えております。かりに本法が施行せられれば場合を考えてみますと、施行上の問題がいろいろと出て参りまして、法の威信に関するというような点も保しがたき点がございしますので、私も思ひましたし、これは法による強制は避けるべきではないか、かように考えておる次第であります。

○堀川委員長 次に日程第一九七、一九八、以上婦人児童問題の請願二件及び日程第二四四、二六五、追加日程第三、引揚問題に関する請願三件を一括議題といたします。政府の御意見を求めます。

○高田政府委員 私どもの関係は、新潟市と、それから熊本県の天草郡本渡町といふところ、そこに母子寮を設置してくれという御請願のように承知いたしております。いずれも必要性は十分に認められておるところだろつと私も考えます。ただ予算の関係その他で、ただちにそれが実現し得るかどうかといふことについては、何とも申し上げかねるかと存じますが、事柄の必要性は十分認められてしかるべきだと思つております。

○安藤説明員 御請願の四六二号に關してでございますが、婦人旅費の増額につ

つきましては、昨年の十二月から、従来一千円でありましたものを一千円ないし三千円に増額いたしましたのであります。

それから越冬被服等につきましては、これは一般の生活保護制度等では、引揚者の中で保護を要する状態にあるような方々に対しては、その施策が講ぜられておるのであります。引揚者として特に特殊性の強い一般邦人につきましては、応急家財といひまして、被服その他の応急家財を支給いたしました。本年度もできることならば、昨年度より単価を若干上げまして支給したいと存じております。

職業のあつせんにつきましては労働省で所管いたしておりますが、引揚者としておきましては、引揚者の特殊事情に應じて、実質的な特別な扱いをしていただくように御連絡もし、労働省におきましては各職業安定所を御指導願ひまして、その線に沿つて就職あつせんをお願いしておりますのであります。この就職のあつせんは、公共職業安定所のみでいたしますことも、なかなか困難でございまして、地元

の援護、開拓等につきましても、各府県、市町村等と連絡をとりまして、できるだけ就職の機会を與えられまうに努力をいたしておる次第でござい

ます。

住宅につきましては、昨年度約一万二千戸の引揚者住宅を設置いたしました。本年度におきましても、引続き約五億円の予算を計上されておりますので、これが建設につきまして、着々事業を進めておる次第でござい

ます。

生業資金につきましては、昨年度七億円の貸付をいたしましたのであります。今年度は八億円の目標をもちまして、貸し付けるべく着々進めておる次第でござい

ます。

資材の保証という点でござい

ます。

資材の保証という点でござい

ます。

資材の保証という点でござい

ます。

資材の保証という点でござい

ます。

資材の保証という点でござい

必要が新しく出て来たわけでござい

ます。

資材の保証という点でござい

ます。

資材の保証という点でござい

ます。

資材の保証という点でござい

二時から委員会を開くことにいたします。
午後四時十八分散会

〔参照〕

公衆浴場法の一部を改正する法律案
（青柳一郎君外四名提出）に関する
報告書

クリーニング業法案（大石武一君外
七名提出）に関する報告書

社会福祉主事の設置に関する法律案
（参議院提出）に関する報告書

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第七回国会衆議院厚生委員会議録
第二十一号中正誤

頁 行 誤 正

四 三 一 医療財団 財団たる
法人 医療法人

第七回国会衆議院厚生委員会議録
第二十二号中正誤

頁 行 誤 正

五 五十二、監置等、監置

昭和二十五年六月二日印刷

昭和二十五年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所